

航空事故調査報告書  
マックスエア式ドリフターXP型超軽量動力機  
茨城県北相馬郡守谷町  
昭和61年11月9日

昭和62年12月16日  
航空事故調査委員会議決

委員長 武田 峻  
委員 薄木 正明  
委員 西村 淳  
委員 幸尾 治朗  
委員 東 昭

## 1 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

マックスエア式ドリフター XP型軽量動力機は、昭和61年11月9日13時30分ごろ訓練飛行中に、茨城県北相馬郡守谷町の麦畑に墜落した。

同機には、操縦者のみが搭乗していたが、死亡した。

同機は大破し、火災が発生した。

### 1.2 航空事故調査の概要

#### 1.2.1 事故の通知及び調査組織

航空事故調査委員会は、昭和61年11月10日、運輸大臣から事故発生の通報を受け、当該事故の調査を担当する主管調査官を指名した。

**567001**

### 1.2.2 調査の実施時期

昭和61年11月10日、14日及び18日 現場調査

## 2 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

マックスエア式ドリフター XP型超軽量動力機は、昭和61年11月9日、茨城県北相馬郡守谷町の場外離着陸場において、操縦者及び同好者によりエンジン及び機体の点検が実施され、異常のないことが確認された。

その後の事故発生に至るまでの状況は、目撃者の口述によれば次のとおりであった。

同機は、訓練飛行のため操縦者のみが搭乗し、13時25分ごろ離陸した。同機は、高度約120～150メートルまで上昇し、約7～8分間の場周飛行訓練を行った後、高度を約60～90メートルまで下げて滑走路周辺の飛行訓練を行っていた。その後、同機は、滑走路の南方から低高度で進入し、約3メートルの高度で滑走路上を約200メートル水平飛行し、滑走路の中央付近で上昇姿勢に移り、高度10メートル程度に上昇した後、突然機首下げ状態になり、エンジンの出力を上げながら滑走路北側末端の左約50メートルの麦畑に急角度で墜落した。

事故発生時刻は、13時30分ごろであった。

### 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

操縦者が死亡した。

### 2.3 航空機(部品を含む。)の損壊に関する情報

#### 2.3.1 損壊の程度

大 破

#### 2.3.2 航空機各部の損壊の状況

胴 体	折 損
-----	-----

主 脚 柱	湾 曲
-------	-----

尾翼羽布	約 1 / 3 燃失
------	------------

主翼及びエルロン羽布	破損し、一部燃失
------------	----------

**567002**

エンジン	焼	失
プロペラ	折	損
燃料タンク	焼	失
機首カバー	破	損

#### 2.4 航空機以外の物件の損壊に関する情報

なし

#### 2.5 乗組員に関する情報

操縦者	男 性	43歳
総飛行時間	約10時間(推定)	

#### 2.6 航空機に関する情報

##### 2.6.1 航空機

型 式	マックスエア式ドリフター XP型
	3舵方式

##### 2.6.2 エンジン

型 式	ロータックス式503型
総排気量	497cc
燃 料	混合燃料(30 : 1)

#### 2.7 気象に関する情報

事故現場の北北西約15キロメートルの水海道市消防署の当日の気象観測値は、次のとおりであった。

13時00分 風向 北西 風速 5メートル／秒 天気 小雨

14時00分 風向 北 風速 5メートル／秒 天気 曇り

なお、目撃者の口述によれば、事故当時の天気は曇り、北北西の風、風速 2～3 メートルとのことであった。

**567003**

### 3 事実を認定した理由

#### 3.1 解析

- 3.1.1 事故当時の気象は、本事故に関連がなかったものと推定される。
- 3.1.2 同機は、調査の結果及び目撃者の口述から、事故発生までエンジン及び機体には異常はなかったものと認められる。
- 3.1.3 指導者の口述によれば、操縦者は超軽量動力機による約10時間の飛行経験があるが、失速及びその回復操作について経験がなかったことから、同機の失速特性について十分に把握していなかったものと考えられる。
- 3.1.4 同機は、低高度で進入し、約3メートルの高度を維持しながら滑走路を約200メートル水平飛行した後、滑走路中央付近で上昇を開始した時点でエンジン出力の増加が必要であったが、操縦者はエンジン出力増加操作が十分でないまま上昇操作を行ったため、同機は失速状態に陥ったものと考えられる。
- 3.1.5 操縦者は、エンジン出力を増し失速からの回復を図ったが、同機は既に失速し機首下げ状態になっていたため、姿勢回復のいとまもなく地面に激突したものと推定される。

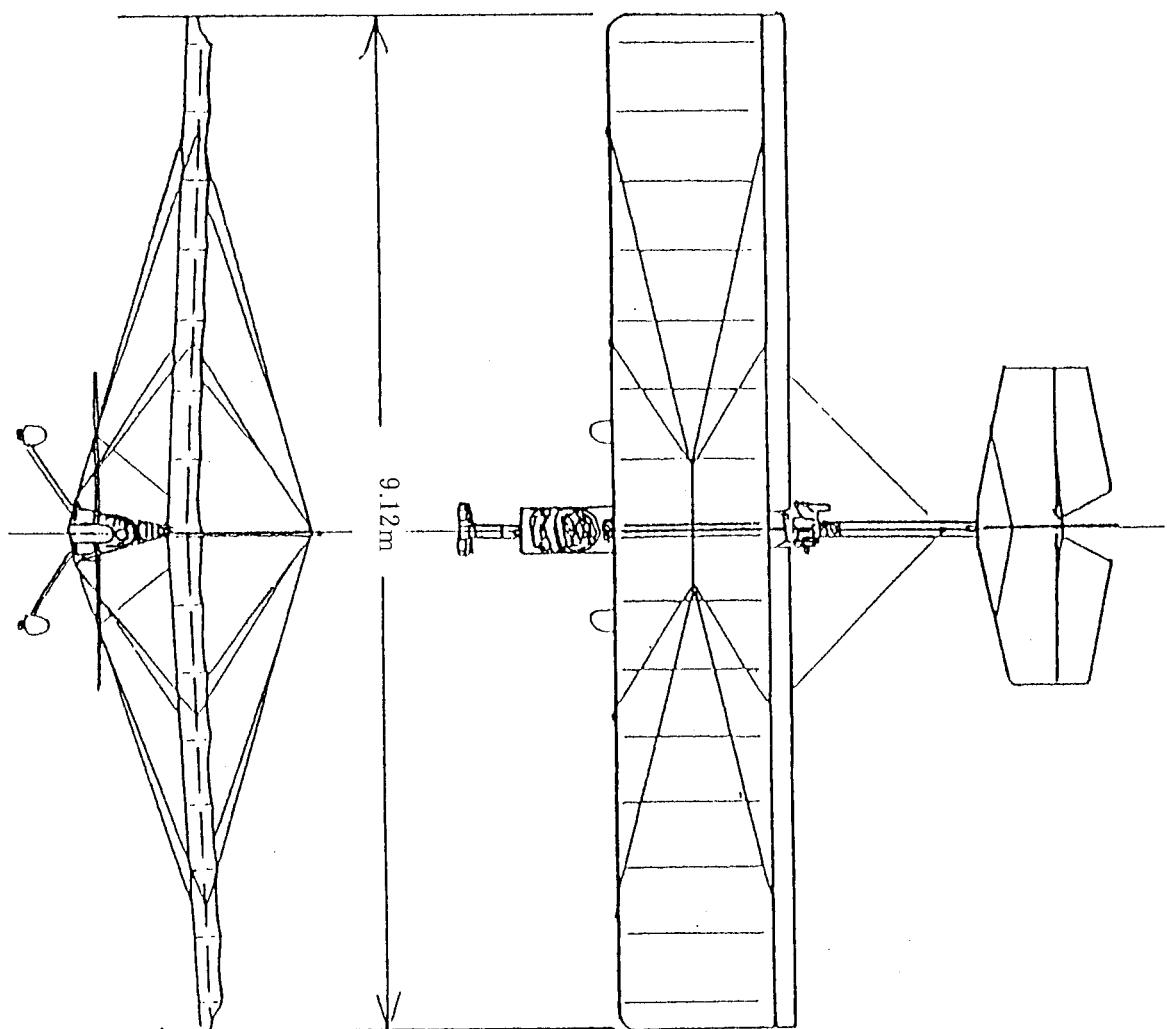
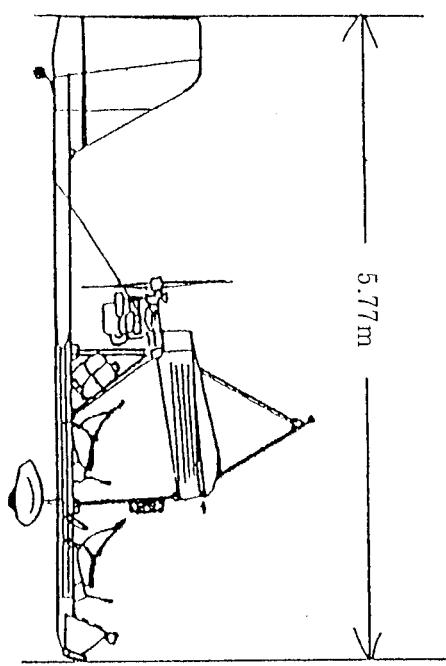
### 4 原因

本事故の原因は、操縦者の操縦が適切でなかったことにより、低高度で失速に陥り、回復することができなかったことによるものと推定される。

**567004**

マックスエア式ドリフターXP型超軽量動力機三面図

付図



567005